



よいた

町だより 町長川上文平

No.106

4月号

昭和50年4月10日 ■発行/与板町 (代表者 与板町長川上文平) ■編集 与板町だより編集委員会



電車が廃止になりました。

大正の初めから60余年間、地域の足として、産業経済の大動脈として、活躍してきた「越後交通の電車」が3月31日をもって廃止になりました。

30日と31日は、サヨナラ運転ということでホームも車輌も名残りを惜しむ人でいっぱいでした。

今回の廃止によって「ふみきり」をわたる時、一時停止をしていましたが、その必要がなくなりました。しかし、線路はそのままですし所によっては高くなっているものもありますから、人も車も注意して通らしましょう。

人口の動き		3月31日現在	
()は2月末との比較			
人口	7,804人	(-46人)	
男	3,791人	(-26人)	
女	4,013人	(-20人)	
世帯	1,782	(-3)	
出生	9人	死亡	5人
転入	24人	転出	74人

おもな内容は	
新年度予算きまる	2
一般会計は	2
国保会計は	3
水道会計は	4
小学校にどんちようが	5
町功労者を表彰	5
社教だより	5
はかり検査に御協力を	6
標準小作料きまる	6
心配ごと相談所とは	7
ポストコーナー	7
春の防火運動を	7
保健衛生だより	8
おしらせ	8

保健衛生だより

- 5月6日 13時30分から15時
母親学級(後期) 母子センター
- 5月9日 13時30分から14時30分
生ワク投与 母子センター
対象者 S.49. 1. 1~S.49. 12. 31迄出生児
- 5月19日~5月21日
循環器検診 個人通知

読もう 見よう 知ろうと与板を

古く永い歴史を持つ私達の町与板には、貴重な資料や祖先が残してくれた遺産である「文化財」がたくさんあります。

この大切な財産を、私達は大切に保存すると同時に理解し、大いに活用しなければなりません。

私達の生れる前からの町の姿、又そこに生きた人々その他これまでの歴史を知



四月十八日は、「観音さま」のお祭りです。行事は十八日ですが、その後二十日まで扉を開いておきますから、自由に御参詣下さい。山の中腹にあるため眺めもよく、程よい運



上町通りの両側に、フラワープックがあります。その中から冬をこえて心づくしの「若芽」、チューリップがのびてきました。ところが、保育園や学校の行き帰りにいたずらをする子供がいて、せつかくのたんせいが無駄になってし

書名	価格
与板町史	三〇〇円
続こぼれ話	三〇〇円
財閥史	三〇〇円
資料館要覧	一〇〇円
古文書目録	二〇〇円
与板の文化財	二〇〇円
チューリップを	二〇〇円

動にもなります。また、四月二十日に城山の山開きを行います。ご家族づれのハイキングに、ことしもどんどん自然の中へ出かけましょう。

もう心配がありません。もうすぐ、色とりどりの花が咲き出します。みんなが注意し合い、立派な花を楽しく見られるよう、これからもだいにかわいがってください。

移動交通事故相談所を開設します。

交通事故被害者の救済対策として、次により交通事故相談所を開設いたしますのでお気軽に相談ください。

一、日時

五月五日 八日

七月 十日

九月 十一日

十一月 十三日

五十二年一月 八日

三月 十一日

午前十時から午後三時

二、場所

与板町役場 男子厚生室

三、相談内容は

- ①どんな請求ができるか
- ②適切な慰謝料の額は
- ③示談の方法、進め方について
- ④その他交通事故に関すること

四、相談員

県の交通事故相談員が無料相談に応じます。

一長岡駅より

越後交通の電車廃止により、小荷物を長岡駅へ出される方がおられると思いますが長岡駅の取扱時間は次のようになっていますのでお知らせします。

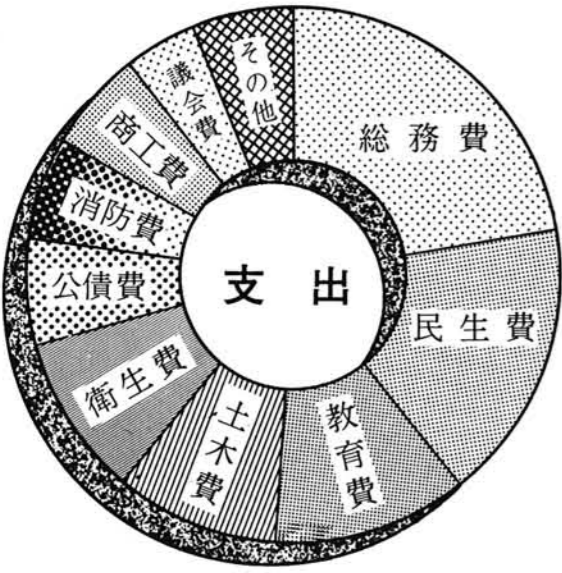
荷物を出す場合は

八時半~十七時

荷物を受け取る場合は

八時半~二十時

とじて保存して下さい



町民の50年度予算が

た町立保育所の「給食」を始め、園児が増えますので、保育所の改造工事を行います。

教育費 は三番目になりました。小学校は予定どおり昨年完成いたしましたので、今後は教材の整備を進め、中学校では、体育館の窓枠工事を計画しています。次が

土木費 ですが、道路を良くし、人や車の流

町民の50年度予算が

れをスムーズにすることは、日常の生活や産業活動に直接影響を及ぼすものですから、改良・舗装を更に進めます。

農林水産費 では、南部の圃場整備事業に対して、ことしも二〇〇万円の補助金を計上しています。

商工費 では、数年前から計画のありました「商工会館」の建設が決つたようですので、今年と来年合せて五〇〇万円の補助金を計上し、これの建設に協力します。

資金の面では、産業育成資金・設備近代化資金の融

資は例年どおり行い、昨年新設した町単独の不況対策特別資金を引きつづき計上しました。

支出全体を町民一人あたりにしてみますと、七十一、五七二円

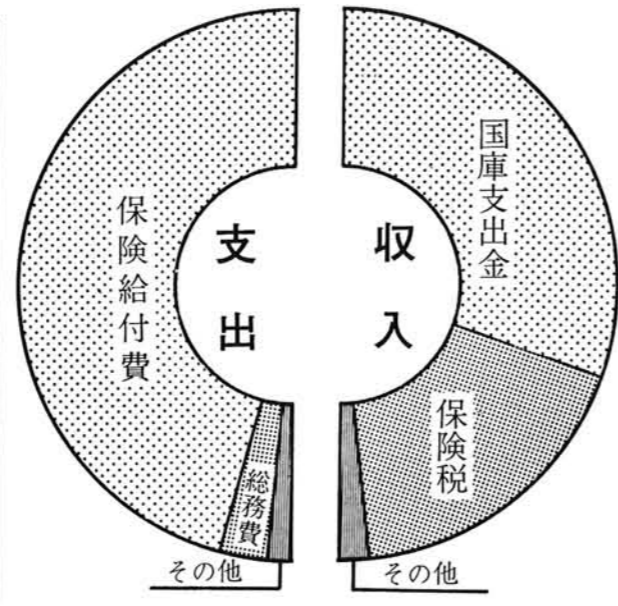
この会計は、医療費に見合う保険税を徴収するといふたてまえから、費用が高くなれば負担も大きくなるわけですが、ご承知のとおり、昨年は二回の診療費の値上げがあり、又、老人医療費制度の充実・高額療養費制度の実

加入者のみなさんから負担していただく保険税は、前に申しました理由で、前年に比べて二割ほどの負担増をお願いしなければならなくなりました。この額は全収入の約三分の一になります。

支出 療養給付費は、当然のことですが、支出の大部分（九十三パーセント）が療養給付費です。あとは国保の運営に必要な人件費などの費用を計上してあります。

◆国保会計の事項別明細

項目	50年度金額 (億 万円)	構成割合 (%)	49年度予算額 (億 万円)
収入合計	1 5,010 6	100.00	1 3,009 5
国民健康保険税	5,440 4	36.24	4,500 8
使用料及び手数料	1 6	0.01	2 1
国庫支出金	9,134 2	60.85	7,610 6
県支出金	1 1	0.01	9 9
県収入金	2 9	0.02	2 0
財産収入	200 0	1.33	150 0
繰越収入	200 0	1.33	722 7
繰越諸収入	30 4	0.20	20 4
支出合計	1 5,010 6	100.00	1 3,009 5
総務費	822 1	5.48	702 6
保険給付費	1 3,880 6	92.47	1 2,092 1
保険施設	171 0	1.14	127 0
基金積立	7 0	0.05	0 0
公債	31 2	0.21	31 2
諸支出	5 0	0.03	5 0
予備費	93 7	0.62	51 6



福祉を最重点に 5億5,855万円ときました

町民税では、税法の改正が今年も行われ、控除の引上げがありますが、前年度の収入見込額などを考えて計上しました。又、町たばこ消費税ですが、町税全体の十二パーセント金額で一、千三〇〇万円を見込んでいます。たばこを町内で買う

町税 です。

町民税では、税法の改正が今年も行われ、控除の引上げがありますが、前年度の収入見込額などを考えて計上しました。又、町たばこ消費税ですが、町税全体の十二パーセント金額で一、千三〇〇万円を見込んでいます。たばこを町内で買う

昭和五十年度は、国においても前年に引き続き、「総需要抑制」という方針が続いています。それに加えて、全般に不況ムードの中にあつて、町の財政も厳しい状況になると思われます。しかし、こういう時代こそ福祉の充実を中心に、生活環境の整備を進め、より住みよい明るい町づくりのために、財源の効果的な支出につとめなければならぬと考えます。

次に収入と支出の主なものについて説明いたします。

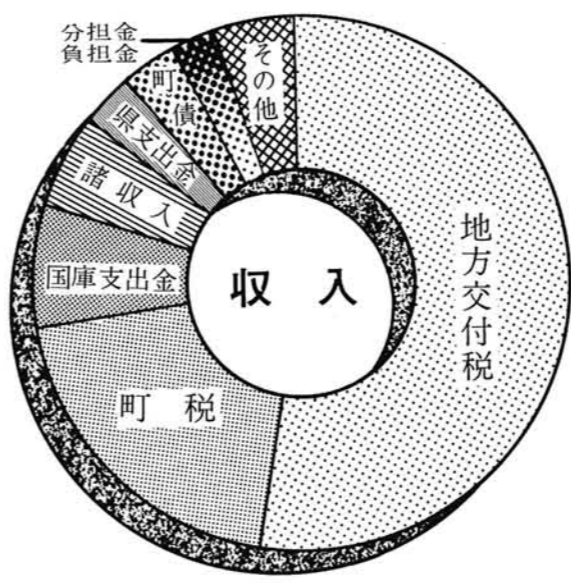
収入

全収入の五十三パーセントが地方交付税。町税は二十パーセントで収入の第二位です。

収入の全体とその内容は別表のとおりですが、最も多いものが

地方交付税 です。これは、町の不足財源に対して国から交付されるもので、所得税・法人税・酒税の約三分の一が振り分けられます。金額では、前年より六千七〇〇万円多い、二億九千六〇〇万円を見込んでいます。

収入の第二位が、町民のみなさんから負担していただく



これは、県支出金と合せて行政の方向が社会福祉面特に老人福祉と児童福祉に重点がおかれているため、毎年かなり高い割合で伸びています。

町民一人当りの税負担は、一四、〇四一円とあります。

これは、町財政にも好影響を与えるわけですが、次に大きなものが、

国庫支出金 です。これは、県支出金と合せて行政の方向が社会福祉面特に老人福祉と児童福祉に重点がおかれているため、毎年かなり高い割合で伸びています。

◆一般会計の事項別明細

項目	50年度金額 (億 万円)	構成割合 (%)	49年度予算額 (億 万円)
収入合計	5 5,855 2	100.00	5 2,776 9
町税	1 0,957 5	19.62	8,777 3
地方譲与税	400 0	0.72	350 0
自動車取得税交付金	500 0	0.90	450 0
地方交付税	2 9,640 2	53.07	2 2,953 0
交通安全対策特別交付金	43 0	0.08	37 0
分担金及び負担金	1,443 7	2.58	1,045 9
使用料及び手数料	762 2	1.36	425 0
国庫支出金	4,154 5	7.44	2,931 8
県支出金	1,787 9	3.20	1,541 6
財産収入	52 9	0.09	300 8
寄附収入	1 1	0	2 2
繰越収入	1,300 0	2.33	5,300 0
繰越諸収入	3,073 2	5.50	700 0
町債	1,740 0	3.12	2,634 3
支出合計	5 5,855 2	100.00	5 2,776 9
議会議務費	2,379 9	4.26	1,643 0
民生費	1 2,493 5	22.37	1 3,035 6
衛生費	9,606 8	17.20	8,324 9
農林水産費	5,306 1	9.50	4,255 1
土木費	1,588 7	2.84	1,298 5
商工費	3,352 0	6.00	2,614 0
消防費	5,463 6	9.78	3,724 2
公債費	3,355 4	6.01	2,549 1
災害復旧費	6,606 3	11.83	1 1,506 9
公債費	625 0	1.12	0 0
諸支出	3,476 9	6.22	2,724 6
予備費	801 0	1.43	801 0
繰越予備費	800 0	1.43	300 0

支出の中で一番大きな割合を占めるものが、

総務費 です。これは役場庁舎の移転による事務機や備品を整えて、事務能力の向上につとめ、又、現在数カ所に分散している車庫を統合し、更には今後開設する予定の「幼稚園」の調査研究を始めます。二番目が、福祉関係の費用にあたる。

民生費 です。老人福祉については、医療費補助・ねたきり老人に対する援助などを更に強化します。児童福祉では、みなさんから要望のありまし

児童福祉と道路改良に力をいれます

町政功労者を表彰

与板町のために特別の功労があった者に対して、その功績をたたえ、永く名譽を残すために、町では条例を定めて毎年該者を表彰しています。

ことしも次の六名の方々に表彰いたしました。

これらの方々は、いづれも消防団員として二十年以上、町の防災・防火の任に

- (順不同)
- 小林 愈氏 山沢
 - 石丸 武氏 山沢
 - 石丸 昭作氏 馬越
 - 真島 肇氏 馬越
 - 荒木甚一郎氏 岩方



当られ、立派な成績をおさめられました。今後とも一層のご活躍を期待いたします。

**小学校のステージに
どんちようが**

去年の六月に、新しい小学校ができてから、やがて一年を向えようとしていきます。

この間、内容設備も少しづつ整ってはきましたが、かんじんのステージには何

もありませんでした。ところが、このほど新潟市にお住いの「佐野英一」氏から、ステージ用どんちようの御寄付をいただき、三月二十三日にその贈呈式がありました。

佐野さんは、与板町出身の方で、前にも学校林に約一万平方メートル(約一町歩)の山林を寄付されており、現在では杉が元氣よく成長しています。

贈呈式には、佐野さんもわざわざ新潟から来ていただき、立派な式をすませました。当日お聞きした佐野さんの気持をしっかりと身につけ、身心ともに健康な明るい人間になるようがんばりましょう。



社会教育に望むもの

公民館長 大久保正夫

昭和二十年八月十五日、敗戦の国土からもう三十年も経った今日、あらゆる面から三十年間の国の歩みを見つめかえって、二十一世紀にのぞむ政治・経済・教育・学術文化・その他各般に亘って、日本の進むべき方向を熱心に検討されなければならぬ時期に達してきていると思われ。

その中であって、最近よく国民の間に合言葉のようにいわれている「物の豊かさより心の豊かさ」ということがある。

その「心の豊かさ」の追求は主として教育の面で強く求めなければならない。

教育の面においても、学校教育、社会教育、家庭教育の相関関係の中で統合化され、系統化された意図のもとで、十分な時と場と人の調和によって知識化され、感情化され実践化されねばならないところであり、ともすれば「教育」というイメージから学校教育が中核のように思われやすいのは明治百年の我が国の歩みからある意味では仕方ないことであろうが、正しい意味において、社会教育の基礎である家庭教育からもう一度現実の問題点を吟味してみなければならぬと思う。

特にあらゆる人間行動の根幹を育てる家庭教育の構造が日に日に変化し問題点をもちつ、ある今日の課題は親自身の中にあると共に地域社会、国の施策等にも強く反省されねばならないところである。

週休二日制の実施、機械化にもなる余暇の善用、子供達の校外活動や自然に親ませる野外活動等は、個人の実力や熱意によってのみ解決されるものではない。特に社会教育活動の推進条件として、公民館・図書館・博物館等の公共施設は法律でも明らかのおおきく国及び県市町村の公共団体の設立が任務であり、最近にいたって、その中核体である教育文化的な使命をもち公民館の設立は非常に

活発である。

戦前における公民館活動は御承知のようである。意味において多分に教化、啓蒙的な活動であったが、戦後は教育機関としてだんだんその機能が変化してきている。たゞ単に「地域住民の明るい茶の間の存在」だけでは地域住民の要望に答えることができなくなっていることは、単に公民館が貸席のような状態であったり、ガランとして備品や設備が極めて貧弱であったり、学習の場としての公民館、コミュニティセンターとしての公民館、地域社会の多様な活動の場としての公民館ということになる。私共は旧来の公民館のイメージがたまたま今日一度公民館が果たす今日役割を本気で考えねばならない時に達していると思ふ。

勿論「地方の実情に即して」という字句は何時の時代にも思考の中に入れておかねばならないけれども、既に公民館がその意図するところの人間回復、能力開発、市民性の涵養、コミュニティ形成まで進んできた今日、わが町の公民館施設や、人間要求、又その活動における質的変容は、住民の意のあるところにして、即応する体制を強めることが大切の時になつたと思われるのである。

こどもに気をつけて

四月になると新しい一年生や、はじめて保育所に通う子どもたちの、ランドセルや黄色い帽子などでぎやかに色どられます。「くま社会」といわれる今日かわい子どもたちが、くまの波に押し流されなために、運転者も家庭もそして地域全体が手をとりあつて交通事故防止につとめましょう。

スクールゾーンは、子どもたちを交通事故から守りたいという願いをこめて設けられたものです。

運転者は、次のような子どもの特長を知り、飛び出しや直前横断の子どもがあつても事故を防げるよう、スクールゾーンでは除行運転をしてください。

- 遊びに夢中になると車に気がつかない。
- 危険を感じると本能的にかけ出す。
- 手をあげれば、車はすぐ止まってくれると思つている。
- 人のまねをする。



水道会計のあらまし

基本料金 10m³を 900円に
超過料金は 1m³ごとに 90円に

町だよりの二月号でもお知らせとお願いをいたしました。今年度から水道料金を値上げさせていただきました。ことに決定いたしました。諸々の物価値上りの中で誠に恐縮ですが、事情御察の上よろしく御協力をお願いいたします。

ことしの予算のあらましを説明しますと、

収入

では、企業の基本である料金収入は、全体の八十三パーセントにあたる五千万円を見込んでいます。

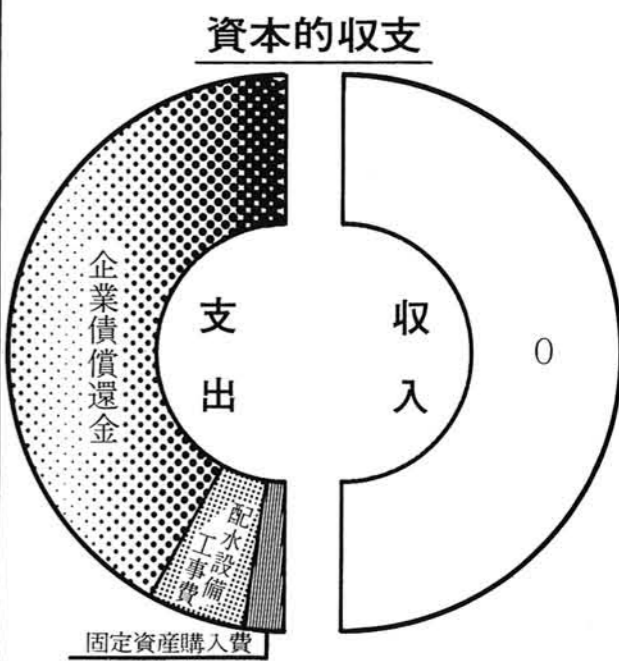
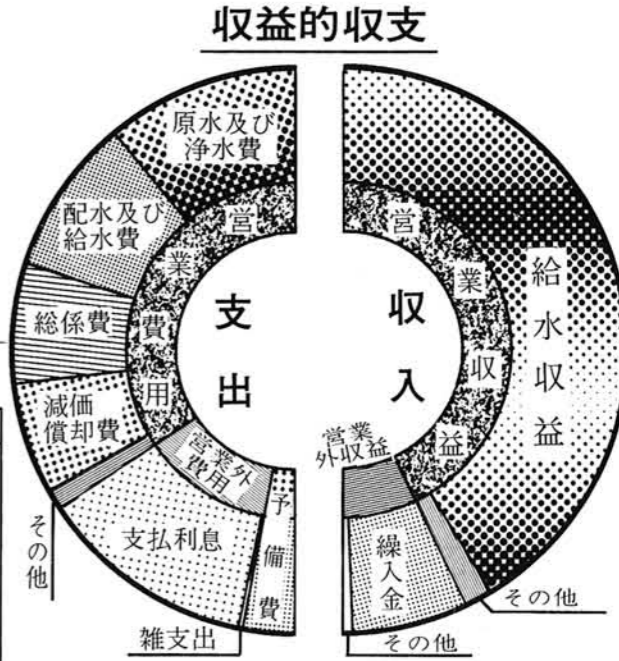
支出

では、川の水を飲む水に変えたり、水源池から各家庭へ配水したりなどの営業費用を四千万円、災害時や施設改良時に必要とした借入金元利償還分として二千三四百万円が必要と見込んでいます。

なお、料金改定による負担の増加については、これまで以上の業務サービスによって、できるだけ緩和してゆくつもりです。

◆水道会計の事項別明細

項目	50年度金額	構成割合	49年度予算額
	万 千円	%	万 千円
収益的収入合計	6,042 6	100.00	5,069 5
営業収益	5,216 6	86.33	4,210 5
給水収益	5,011 6	(82.94)	4,068 5
受託工事収益	150 0	(2.48)	100 0
その他営業収益	55 0	(0.91)	42 0
営業外収益	826 0	13.67	859 0
受取利息及び配当金	4 0	(0.07)	4 0
他会計繰入金	800 0	(13.24)	800 0
雑収益	22 0	(0.36)	55 0
収益的支出合計	5,742 1	100.00	5,069 5
営業費用	3,981 2	69.33	3,405 1
原水及び浄水費	1,256 4	(21.88)	960 1
配水及び給水費	1,029 8	(17.93)	774 9
受託工事費	135 0	(2.35)	83 0
総係費	787 4	(13.71)	588 4
減価償却費	739 5	(12.88)	973 1
資産減耗費用	1 1	(0.02)	6
その他営業費用	32 0	(0.56)	25 0
営業外費用	1,460 9	25.44	1,544 4
支払利息	1,459 9	(25.42)	1,543 4
雑支出	1 0	(0.02)	1 0
予備費	300 0	5.22	120 0
資本的収入	0	0	0
資本的支出合計	1,041 1	100.00	854 0
建設改良費	158 0	15.18	124 0
配水設備工事費	118 0	(11.33)	106 0
固定資産購入費	40 0	(3.84)	18 0
企業債償還金	883 1	84.82	730 0

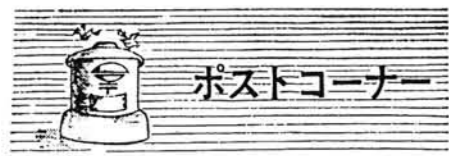


消費者情報

おもちゃの賠償責任補償共済制度が発足

STマークつき、おもちゃでケガをしたときに見舞金が支払われることをご存じでしょうか、おもちゃ業界ではSTマークつきおもちゃで万一ケガをされたときに消費者の被害救済をするため玩具賠償責任補償共済制度を昭和四十九年十月一日より始めました。この制度に加入している業者が製造したSTマークつきおもちゃで事故をおこした場合、最高一千万円の損害賠償と三十万円の見舞金が支払われます。万一不幸にしてお子さんがSTマークのついていないおもちゃでケガをされたときには業者合格番号とその状況をすぐ日本玩具協会に申し出て下さい。見舞金が支払われます。

おもちゃは子供達にとって友達であり先生です。おもちゃとの遊びを通じて心も体も大きく成長してゆきます。おもちゃはSTマークのついた安全で衛生的な楽しいおもちゃを選んで与えるようにして下さい。



新種保険を発売 — 保障内容が一段と向上

簡易保険は、保障内容の充実を図るため、4月1日から新種保険2種類を発売します。

保険の種類及びおもな内容は次のとおりです。

1. 第三種特別養老保険＝万一の場合の保障を厚くした保険で、一家を支える青壮年層向けの保険です。この保険に疾病傷害特約をつけると、満期保険金の最高11倍まで保障します。
2. 集団定期保険＝万一の場合、少ない掛金で大きな保障が得られる掛捨ての保険です。会社など事業所に勤めている方が、15人以上集まれば加入できます。

特殊切手の発行計画

昭和50年度の特殊切手の発売予定日は次のとおりです。

- 4月15日 昔ばなしシリーズ第7集
- 21日 切手趣味週間
- 5月10日 第9回世界石油会議記念
- 15日 SLシリーズ第4集
- 24日 国土緑化運動
- 6月10日 SLシリーズ第5集
- 23日 国際婦人年
- 7月19日 沖縄国際海洋博覧会記念
- 8月 自然保護シリーズ(7)
- 8月 船シリーズ第1集
- 9月 リング100年記念
- 9月 船シリーズ第2集
- 10月6日 国際文通週間
- 24日 郵便貯金100年記念
- 25日 第30回国民体育大会記念
- 11月 自然保護シリーズ(8)
- 12月1日 昭和51年年賀
- 1月 船シリーズ第三集
- 2月 自然保護シリーズ(9)
- 3月 船シリーズ第4集

このほかにも発行される場合がありますし、発行日が変更されることもあります。

心配ごと相談所とは

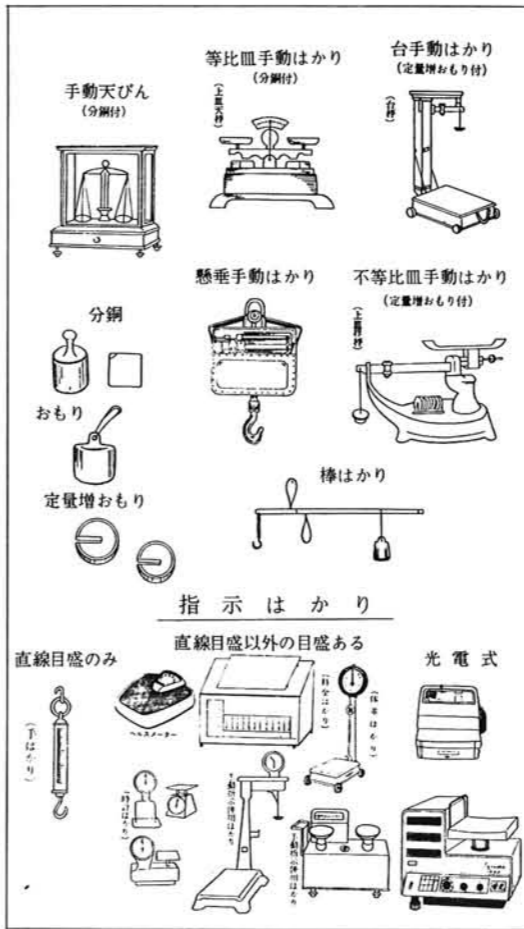
このたび、相談室が役場新庁舎の二階女子厚生室を利用されることになりました。

相談室は、ドアを開けていただければ、和室の落ち着いた所で相談員がお待ちしています。五月からの相談日は、毎週火曜日の午後一時三十分から午後三時までとなります。但し、第五週の火曜日は開きません。

皆さんも多分躊躇されると思いますが、御遠慮なくお聞きし、御相談いたしましませう。春めいて、木の芽ほぐれです。健康上のこと。新年度です。進学、就職のこと。不況ムードの折柄、生活上のこと等々比較的心配ごとの多い季節です。お互いに助け合い頑張りましょう。

相談員 田村記

計量器一覧



正しい計量が行われるために、取引または証明に使用する計量器は、定期的に検定をうけなければならぬことになっております。町では五月十四日から十六日の三日間、役場分室で実施することになりました。三年に一回行う検定です。必ず受けられるよう、お願いいたします。

なお、次の事例を参考に適切な検定をしてください。① 風呂屋さんに備えられている体重測定用の「はかり」は、お客さんに対するサービスにすぎないもので取引・証明に該当しません。したがって、検定の対象から除外します。

② 農実で使っている「はかり」はこれを庭先取引に使う場合や農作物を計って売る場合は、当然取引上の計量に該当します。試し計の計量に該当します。試し計の計量に該当します。試し計の計量に該当します。

「はかり」に目を!!

◆三年に一度のけんさ◆

別表(2)

農地等級	田 (10a当り)	畑 (10a当り)
1	5,688	2,170
2	5,444	2,073
3	5,204	1,973
4	4,960	1,875
5	4,720	1,778
6	4,476	1,680
7	4,236	1,580
8	3,992	1,483
9	3,752	1,385
10	3,508	1,285
11	3,268	1,188
12	3,024	1,090
13	2,784	990
14	2,540	893
15	2,300	795

田畑の標準小作料が改定に

別表(1)

等級	金額 (10a当り)	地 名
1等田	30,000	長田、横辻、太谷、荒戸、表通(岩方、馬越)の全域。当ノ浦、滝谷、塩ノ入、北向表通(本与板)荻岩井は耕地整理完了の平場地域。三島千町、兜巾堂、原、原裏、新中島の全域。星殿、並柳、一里塚、柳ノ町、前田の南側全域。山沢、横原のうち道下から東側平場全域。黒川全域。
		殿河内、鬼屋敷、大沢、扇田、仲沢、河内、乳母河内、入河内、七百刈、南谷、寺脇、オシモヤシキ上の全域。当ノ浦、塩ノ入、表通(本与板)の一部。袋ヶ谷、河内の入の全域。荻岩井、立ヶ入、入湯田の北側全域。山沢、横原の山入全域。
2等田	27,000	

昭和四十五年に農地法の一部改正があり、新たに小作料の標準額が定められた。最近の農産物価格の上昇、生産費の高騰などの経済変動により別表(1)の通り改定することになりました。この改定標準小作料が適用されるものは、昭和四十七年一月一日以降、農業委員会の手続を経て許可された小作契約が該当します。昭和四十六年十二月三十一日まで既に小作地であったものは、昭和五十年九月三十日まで従来(別表二)の小作料が存続します。



火災予防

気をつけよう花火あそびに

- ◎ 正しい花火の遊びかた
- ◎ 書いてある遊びかたをよく読んで必ず守らせませう。
- ◎ 人や家に向けたり燃えやすい物のある場所であげさせないようにしましょう。
- ◎ たくさんのお花火に一度に火をつけさせないようにしましょう。
- ◎ できるだけ大人といっしょに遊ばせませう。
- ◎ 風の強いときは、やめさせませう。
- ◎ 遊びの場所に水を用意させませう。
- ◎ 花火をほぐしてはなりません。
- ◎ 筒もの花火は途中で火が消えても筒をのぞかせてはなりません。
- ◎ 花火をポケットに入れません。
- ◎ 野山での花火遊びは絶対にさせませう。

生活環境を「ごみ処理」にご協力を!

ごみ焼却処理施設をより良く維持管理するには、ごみを出す一人一人の協力が大切です。ごみを出す前に、もう一度次の事柄を確認してから出しましょう。

- 燃えるごみの中には、燃えないごみを入れない。(例えば) 空き缶、空びん、ガラス屑、セトモノ、屑、貝殻、練炭・豆炭の残り灰
- ゴム類... 自転車・自動車の古タイヤ等
- プラスチック類 (例えば) ハップウスチロール、洗剤などの容器、カップ、スノードルの容器、

エルビ・ヤクルトの容器プラスチックなど出てくるプラスチック類で出てくるもの(但し、ごみ入れに使用するビニール袋は良い)。

※水分を含んだごみは、水切りを良くしてから出しませう。

※ごみを搬出される時、容器・袋等には必ず名前を書きつけて下さい。

※燃えないごみが混入していた場合、収集しませんので、区別を厳守して下さい。

おつなぎします あわせな明日へ

電電公社 与板電報電話局 TEL 2700(無料)

● あなたは記憶だけでダイヤルしていませんか

● くらしに役立つテレホンサービス

天気予報一七七、時報一七七などのほか道路交通情報、列車案内、求人求職案内などいろいろあります。

くわしては、電話帳と一しょにお届けしたテレホンガイドの54頁から56頁をごらんください。

